2026年11月18日

福島県知事
　内堀　雅雄　様

日本共産党福島県議会議員団
団　　長　神山　悦子
副 団 長　宮川えみ子
幹 事 長　宮本しづえ
政調会長　大橋　沙織

2027年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

高市政権発足から 1 年が経過、アメリカいいなりの大軍拡と大企業応援の政治をこれまで以上に加速させ、同時にこれら自民党政治の2つのゆがみと国民との矛盾はかつてなく深まっています。昨年度補正予算では、軍事費を年約11兆円とし、GDP比2％を2年前倒しで実施。さらに「安保3文書」を今年中に見直し、5か年の新たな防衛力整備計画では長射程ミサイルなど敵基地攻撃も可能な「スタンド・オフ防衛能力」の強化など現行計画43兆円の倍近い軍事費総額最大80兆円規模を狙っています。平和、くらし、財政を破壊する道です。また高市政権は、アメリカによる国際法違反のイラン攻撃を一言も批判できず、国際刑事裁判所（ICC）への制裁に直接抗議も、撤回要求もしないアメリカ従属の姿勢があらわです。

さらに物価高騰の下、2年後に大増税となる期間限定の飲食料品のみ1%にする消費税減税をすすめていますが、社会保障の削減路線は踏襲、国民は、賃金も年金も物価高に追いつかず、くらしは苦しくなるばかりです。「成長戦略」として、14年間で370兆円を超える投資を打ち出し過去のバラマキと比べてもその規模は巨大で、大企業支援、軍需産業への投資を重点にするなど経済軍事化を進めていますが、この道を進めば財政の急激な悪化は必至です。平和・外交でも、くらしでも憲法を守り、生かす日本の政治への転換が求められています。

中部電力は浜岡原発の基準地震動ねつ造で、規制基準適合性審査の申請を取り下げましたが、再申請に執念を燃やしています。基準地震動は耐震設計の土台であり、こうした事業者に原発を扱う資格はなく、同時に不正を見抜けなかった原子力規制委員会の審査のあり方や姿勢が問われています。規制委は直ちに国内全原発を調査すべきです。

原発津島訴訟の仙台高裁判決が 10/16 に出され、東京電力の責任を認めながら国の責任については認めず、最高裁判決から1歩もでない不当なものとなりました。高市政権は、原発最大限活用を掲げ、建替えや新規建設まで計画していますが、福島原発事故を教訓に原発ゼロの日本こそ求められます。

国連の気候変動会議（COP31）が開催中です。地球環境が後戻りできなくなるティッピングポイン

トが目前まできており、一刻の猶予もありません。石炭火発など化石燃料依存を直ちにやめ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの抜本的転換へと全世界が真剣に向き合うことが求められています。CO2排出量世界第5位の日本の責任は極めて大きく、気候危機が人類の生存をおびやかす脅威であるとの認識に立ち、打開に向けた取り組みが直ちに求められます。ネパールの首相は、氷河融解による大規模土石流災害で7千人を超える死者・行方不明者が出たことについて、「これは単なる一地域の悲劇ではなく、世界への警告だ」と温暖化に対する大国の責任を求めています。豪雨や異常気象による深刻な被害は、日本でも相次いでおり、化石燃料への投資を続けることは許されません。

いま、平和・外交でも、くらし、民主主義の問題でも憲法を守り生かす日本の政治へ転換することが求められています。国言いなりではなく、県民一人ひとりのくらしと生業応援のあたたかい県政、誰もが自分らしく生きられる福島県への抜本的転換、公共を取り戻し憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、高市政権が進める危険な大軍拡、財界・大企業優先ではなく、国民のくらし最優先に

1、国の来年度予算編成に当たっては、骨太方針に基づく軍事優先、財界・大企業優先ではなく、国民の暮らしと生業を守るため医療、介護、子育て、教育、中小企業、農業支援施策に最優先で取り組むよう国に求めること。

2、世界的な物価高騰を招いているアメリカのイラン戦争及びロシアによるウクライナ侵略戦争を早期に終結するよう国に対し平和憲法に基づく外交努力を求めること。県は、いかなる戦争にも確固として反対する立場をとること。

3、日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の３原則を厳守し、9条改悪はやめるよう国に求めること。

4、自衛隊への高校生の名簿提供、公共施設の特定利用の指定等、県はいかなる戦争準備にも加担しないこと。

5、国が経済政策の柱に位置付ける370兆円の経済投資は、デジタル関連の先端産業や軍事産業に莫大な投資を行うものである。軍事産業を成長産業に位置付けて経済の好循環を作り出すとしていることは、日本に戦争を呼び込む危険をはらみ、平和を希求する国連憲章および日本国憲法にも逆行することから、国の経済政策方針の見直しを求めること。

6、世界で超スピードで開発が進む AI の技術は、人間の制御が効かなくなり暴走して人類の生存を脅かす危険性が指摘されている。この重大な事態に対して国際社会が共通の認識に立ち開発の一時停止、中止で有効な対策を講じるための国際協定の締結は喫緊の課題となっている。県として国にその取り組みを求めるとともに、県政においても、DX、AI の推進一辺倒ではなく、県民の個人情報の保護、命と財産を守る立場で再検討を行うこと。

7、財界・大企業の求めに沿った政策を地方を巻き込んで具体化するのがネクストハイスクール構想、地域未来戦略の事業であり、地方の活性化に資するとは言えないことから、国に追随する関連事

業は見直すこと。

8、物価高騰への最も有効な対策として、消費税を一律 5%に減税しインボイス制度は廃止を求めること。財源は、富裕層と大企業への応分の負担で賄うよう国に求めること。

9、人口減少対策は、正規雇用を当たり前とする安定雇用の拡大、男女の賃金格差是正等のジェンダー平等の推進、保育料全額無料化等の子育て支援策の拡充、あらゆる段階での教育費の保護者負担の軽減、医療、福祉の拡充で安心して暮らせる社会の実現を国も県も政治の柱に位置付けること。

10、最低賃金は全国一律時給1,500円の早期実現、1,700円をめざし中小企業への支援と一体に取り組むよう国に求めること。県は、独自の賃上げ支援事業を復活すること。

11、高齢者と現役世代に分断を持ち込み、現役世代の負担軽減を口実にした高齢者への医療、介護の負担増計画は中止を求めること。

12、医療機関の経営困難に乗じた病院の入院ベッドの削減は、国民の命と健康を守る砦を掘り崩すものである。安易なベッド削減を認めることなく、県民の命と健康を守る医療提供体制の確保を優先し、地域医療計画の策定に当たっては、余裕ある入院受け入れ態勢を構築すること。

13、原発事故から16年を迎えようとしているが、未だに事故収束の見通しが立たず、被害が広範囲に継続する深刻な事態は変わっていない。原発事故の被災県として、原発ゼロを発信し、再稼働や建て替えは認められないとの立場を鮮明にすること。

14、エネルギーは、原発と石炭火力の依存から脱却し、再生可能エネルギーを基幹エネルギーに位置付け、再エネの出力抑制は行わないよう求めること。国民の電気料金や灯油、ガス代の負担軽減のため、東京都が行っているような再エネと蓄電設備を一体で整備できる補助制度を国の制度として実施するよう求めるとともに、県の支援策を抜本的に拡充すること。

15、トルコで COP31が開かれている。世界の研究グループが世界の平均気温を産業革命前の1.5度以内に抑えるためには、世界のCO_2排出量の猶予はわずか 3 年余程度しか残されていないと指摘した。国連は改めて地球温暖化対策に緊急に取り組むよう呼びかけた。CO_2排出量世界第5位の日本は、取り組みの遅れに対し、今年もまた化石賞を受ける恥ずべき国となっている。政府に温暖化対策の要である石炭火力発電の廃止を求めること。県のカーボンニュートラル計画にも石炭火力発電の廃止を位置づけて取り組むこと。

16、CO_2の排出対策として、国は CO_2を分離して取り出し地中に埋設、または再利用するCCSやCCUSを推進しようとしている。これらの技術は未開であり、地震国日本においては地下埋設は問題がある。CO_2対策の基本である排出抑制に本気で取り組むよう国に求めること。県においては、小名浜港の長期構想に盛り込んだCCUS事業は見直すこと。水素の活用についても、水素は二次エネルギーであり製造コストが高い、コントロールが難しいなどの問題があることから、推進しないこと。

17、地方自治の本旨は地域住民の命と安全、財産を守る福祉施策の実施にあることを踏まえ、県も市町村も公共を取り戻し、本来の役割を発揮すること。

18、ジェンダー平等の取り組みとして、女性が多数を占める県の会計年度任用事務職員の雇用の安定、各種手当等の処遇を正規職員並みに改善すること。

二、福祉型県政への転換を

高市政権は、日本維新の会が閣内に入ったことにより、維新が求める福祉切り捨て政策をより露骨に進めようとしている。地方自治体が住民福祉のための機関としてその役割発揮が求められていることを政治の真ん中にすえる必要がある。

(1) 医療、保健の拡充で県民の命と健康を守る

1、次期地域医療構想策定に当たっては、医療提供体制の要となる入院ベッドの安易な削減は行わず、新たな感染症の流行にも適切に対応できるよう余裕あるベッド確保計画とすること。

2、高額療養費自己負担限度額がすでに引き上げられたが、来年度にはさらに大幅引き上げが予定されている。患者の自己負担引き上げを許さず、安心して医療が受けられるよう再引き上げの中止を求めること。

3、ＯＴＣ類似薬については、薬価の 25％分を自己負担に上乗せする負担増がすでに始まっている。保険外負担は原則認めないよう国に求めるとともに、国民生活の悪化を踏まえて、すでに導入されてきた紹介状の無い200床以上の病院受診の際の 7,000 円まで認める自己負担や、入院給食費の自己負担等について、国民皆保険制度を守る立場から国に見直しを求めること。県立医科大学病院の自己負担金の見直しを行うこと。

4、人口当たりの本県医師数が依然として全国下位にあることから、医師確保対策を引き続き強化するとともに、県立医大の学生募集定数は135人を維持するよう国に求めること。本県で働く医師の確保に向け、働き方改革を医大と一体的に取り組むこと。

5、双葉地方に建設する拠点病院については、250床の整備計画としているが、真に必要な病床数の確保を基本とし、過剰な設備投資が県の維持費負担とならないようにすること。

6、県内で出産できる医療機関がある自治体が７つしかない。産科医、小児科医の確保対策を強化すること。

7、経済的理由で必要な医療を受けられずに死亡する事例が全国的に後を絶たないことから、無料低額診療制度の活用を周知すること。適用する医療機関を増やすため、県も支援すること。

8、がん対策推進条例に基づき、各種検診の受診率向上に向け実施主体の市町村への財政支援を強化し、自己負担金の格差を是正すること。

9、県民の健康づくりを支援する拠点となる保健所機能強化のため、保健師等の専門の職員体制を拡充すること。

10、難病、特定疾患患者への医療提供体制を強化すること。受給者証の毎年の更新に当たっては、デジタルも活用し変更が無ければ簡易な手続で済むよう申請書類の見直しを行い患者の負担を軽減すること。

11、国保事業については、今年度子ども子育て支援金が国保税に加算されたため多くの市町村で国

保税が引き上げられた。財調基金や繰越金を保有していても2029年度の国保税統一化を前に活用をためらう市町村が少なくないことから、義務ではない2029年度までの国保税の統一化計画は見直すこと。

12、国保税滞納世帯が医療を受ける権利が奪われないよう、生活実態に応じた適切な支援を行うよう市町村に通知すること。

13、疾病の有無など秘匿性が高い個人情報の漏えいリスクが高まっており、トラブルが絶えないマイナ保険証は廃止を国に求めること。資格確認書は制度化から５年経過以降も継続し、発行は市町村の判断で行えるように国に求めること。医療現場でマイナ保険証取得を強要しないよう、周知徹底すること。

（2）高齢者福祉、介護の充実を

1、訪問介護事業所がゼロか１か所程度の自治体を県が特定地域に指定し利用できるサービスに事実上の制限をかける制度は、介護の平等性を崩すものであり許されない。全ての高齢者がどこに住んでいても等しく介護サービスが受けられるようにするため、県は特定地域指定を行わないこと。

2、訪問介護事業所が無い地域では、社協が事業を担えるよう県として支援策を講じること。

3、介護保険の利用料２割負担の範囲拡大は行わないよう国に求めること。介護職員不足解消のため、処遇改善への県補助を創設すること。

4、県の次期介護保険事業支援計画の策定に当たっては、市町村計画の積み上げに留まらず、広域自治体として困難を抱える市町村を支援するため、必要な対策を適切に盛り込む計画とすること。

5、要介護１、２のサービスまで市町村の総合支援事業に移行する国の計画に反対し、高齢者が等しく必要なサービスが受けられるよう、国に対して介護保険制度の目的に立ち返った運用となるよう求めること。

6、認知症予防効果が高い補聴器購入補助を県の高齢者福祉制度として創設すること。

7、「移動は人権」の立場で、高齢者が移動手段の不安なく出かけられるよう、県として公共交通への支援を拡充すること。

8、後期高齢者医療保険の２割の自己負担は１割に戻すよう国に求めること。また、資格確認書発行はマイナ保険証保有の有無に関わらず、今年から85歳以上全員としたが、75歳以上の加入者全員交付に戻すよう広域連合に求めること。

9、社会福祉法改正による身寄りのない高齢者支援が2028年から社協の事業として実施されることになった。社協任せではなく自治体がかかわる事業として実施するよう、県は市町村の地域福祉計画策定を支援すること。

10、買い物できる商店が無くなる地域が市街地でも起きている。移動販売車等による買い物機会の確保に向け、県は市町村と連携して支援すること。

(3)安心して子どもを産み育てられる環境整備を

1、結婚や子どもを産むか産まないかは、個人の自由意思に基づくことを明確にした「SRHR」の権利を擁護し、結婚や産むことを強要するようなことは行わないこと。

2、若者が希望を持って働き、希望すれば結婚・子育ても安心して選択できる社会の形成に取り組むこと。正規雇用を当たり前とする安定雇用を拡大するとともに、人間らしく暮らせる最低の条件として、世界の賃金の半分と言われる日本の最賃は全国一律 1,500 円を直ちに実現し、1,700 円を目指し中小企業支援と一体の取り組みを求めること。

3、若者の安定した生活条件確保に向け、公営住宅の単身入居要件の緩和、県が市町村支援を強化した住宅セーフティネット制度の対象に単身の若者も加え、制度の利用拡大のため市町村への制度周知を図ること。

4、人口減少対策として、3歳未満児の保育料無料化が県内4割の市町村に広がっている現状を踏まえ、給食費の全額無料化を含め県の制度として創設すること。

5、保育士の配置基準のさらなる引き上げとともに、処遇改善を国に求めること。保育士の県外流出に歯止めをかけるため、県として処遇改善の独自支援策を講じること。

6、学童保育事業は市町村の委託事業となっているが、運営形態、保育の内容、支援員の身分、保護者負担には大きな格差が生じている。県として、保護者負担の軽減を図るとともに、支援員の処遇改善のため、国の処遇改善加算の適用拡大を図るとともに、県独自の助成を行うこと。この事業に関わる県の担当職員を増員すること。

7、障がい児を受け入れる学童クラブへの補助を大幅に引き上げるとともに、施設のバリアフリー化への支援を行うこと。

8、発達障害及び準じる児童の増加を踏まえ、発達相談や診断の強化、保健師の指導体制を強化すること。

9、11月にいわき市で発生した 3 歳児の虐待死亡事件について、児童の命と安全を守る観点から児童相談所の対応が適切だったかを真摯に検証すること。

10、中央児童相談所の移転改築に伴い、児童福祉司をはじめとする専門職員の増員で、中央児童相談所として他の児童相談所への支援体制を構築すること。

(4)障がい者福祉の拡充を

1、障がい者に対する合理的配慮があらゆる面で徹底されるよう、県民への周知を図るとともに、県の施策を拡充すること。そのための専門職員を増員すること。

2、障がい者総合支援法の報酬基準を大幅に引き上げ、関連施設の職員の処遇改善を図るよう国に求めるとともに、県として独自の助成制度を創設し支援すること。

3、障がい者作業所への補助基準を大幅に引き上げるよう国に求めること。小規模作業所は市町村任せにせず、県も支援することで職員の処遇改善を図ること。また、作業所等への県の優先調達を大幅に増やすこと。

4、手話施策推進法の施行により、民間企業からの相談増加など聴覚障がい者情報支援センターへの相談件数が増加している。支援センターへの県の委託料を大幅に増額し、相談体制を強化するとともに職員の劣悪な処遇を改善すること。

5、手話言語条例が制定されたが、施策に活かす点では課題が山積している。手話通訳者を育成し、県内市町村役場をはじめ公共施設への手話通訳士の配置を促進するとともに、県民が手話を学べる機会を増やすこと。県立聴覚支援学校で手話を言語として教育カリキュラムに加えること。

6、透析患者の通院交通費助成については、基準額を引き上げること。要介護状態等でやむなくタクシーを利用する患者については、そのための基準を定めること。県内の透析を行う医療機関の24％が患者の送迎を行っており、全国的には２番目に多い県となっているが、医療機関の持ち出しで実施されていることから、県としてガソリン代等への助成を行うこと。

7、災害時の障がい者個別支援計画の策定に向け市町村支援を強化すること。

8、障がい者の法定雇用率達成のため、県の各機関はもとより民間事業所への指導を強化すること。

9、難病患者の雇用促進に向け、県として目標を持って取り組むこと。

10、医療的ケア児への家族を含めた支援体制を強化すること。

11、重度障がい者医療費助成制度の運用に当たっては、原則現物給付とし窓口負担をなくすよう県が制度設計を見直すこと。

(5)低所得者支援の拡充を

1、物価高騰の下で生活困窮は深刻になっている。生活保護は権利であることを広く周知し受けやすくすること。

2、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求めること。保護基準引き下げが最高裁で違憲と判断され是正が求められた。国が追加支給を半分に値切ったため再審査請求が全国で起こされ、本県でも提出された。県は、実施機関であるとともに、再審査請求の審査も担当することとなるが、判決の趣旨を正確にとらえて審査すること。

3、生活保護世帯の車の保有について、一人親世帯等に限り認める方向で検討と伝えられている。県は実施機関として、保護世帯の自立を促す立場から、対象を限定することなく生活に必要と認められる全ての世帯に保有を認めること。

4、電気、ガス代等の高騰に対し、県として福祉灯油等低所得世帯の生活支援策を講じること。エアコン設置や省エネタイプに買い替えのための県補助を実施すること。

5、生活困窮者への住宅支援(居住支援事業)について、県内の13市のうち実施は3市に留まっている。全市で実施するよう市を支援すること。

三、気候危機から県民の生活を守るために

(1)気候危機による災害対策

1、今一度災害への備えを強化すること。民間事業者との連携に留めず、災害時を想定した訓練も含め、避難所での洋式トイレ、温かい食事、簡易ベッドを48時間以内に配備するTKB48が実現できるように備えること。
2、避難所ともなる学校体育館へのエアコン設置を早期に完了させること。
3、集団での避難生活が困難な高齢者や障がい者がいる世帯を想定し、福祉避難所の活用とともにムービングハウスの導入を検討すること。
4、水害を受けた住宅判定について、2004年に内閣府が出した通知では「断熱材などは一度浸水すれば機能が喪失する」、「機能喪失の場合には『大規模半壊』や『全壊』に該当することも考えられる」としている。現在もこの通知は生きていることから、あらためて市町村に徹底すること。
5、今年は豪雨による災害が多発したことから、河川の維持管理予算を抜本的に増やし、必要な個所の河道掘削などを迅速に実施できるようにすること。技術者育成と確保に県としても取り組むこと。
6、アンダーパスについては、安全対策をすすめ市町村を支援すること。国に対し対策予算を求めること。
7、会津地方を中心に豪雪被害も想定されることから、十分な予算を確保すること。自治体によって除雪技術の差が大きいことから技術者育成にも取り組むこと。
8、個別避難計画を実行性のあるものとするためにも、平時からの連携を強化し、関係機関立ち会いの下、避難訓練などを実施するよう市町村に働きかけること。県は先行事例等の水平展開を積極的に行うこと。
9、気候危機をふまえた有害鳥獣対策を講じること。生息調査や緩衝帯整備支援、ガバメントハンターの育成・確保などを強化すること。

(2)省エネ・再エネの推進などエネルギー分野
1、県内でもメガソーラーやメガ風力などの設置による環境破壊や土砂災害が発生している。儲け優先の再エネではなく、地域住民の合意を前提とした環境共生型の再エネを推進すること。
2、環境アセスにおいて、住民合意を得ることを条件とするなど、乱開発を防止する内容となるよう国に求めること。環境破壊につながるメガ発電を規制するため、県としてゾーニングを設定することなどを含めた条例を制定すること。
3、農地などを活用したソーラーシェアリングが県内でも拡大している。土地所有者の収入にもなることから導入支援を行うこと。
4、省エネ・再エネを抜本的に強める支援策等を国に求めるとともに、県としても省エネ・再エネを政策の柱に位置付け、より強力に推進すること。
5、再エネ推進を阻む再エネの出力抑制はやめるよう国に求めること。
6、東京都では、脱炭素と防災の観点から住宅への再エネと蓄電池導入を手厚く補助している。こうした他県の事例を参考に、本県でも各家庭が原発に依存しない電力の在り方を選択できるよう県

として支援すること。

7、屋根だけではなく、ベランダなどにも設置できるプラグインソーラーの利活用が進むよう、国に求めるとともに県としても支援制度を創設すること。

8、県内再エネ事業者のメンテナンス人材不足の解消と若者の地域定着を図るため、工業系高校と事業者の連携による再エネ人材の地域内循環を推進すること。

9、本県の冬季の死亡増加率は全国 14 位と北海道よりも高く、室温の低さが要因の一つとされている。冬の暖房効率向上と県民の健康維持のため、窓や壁等の断熱改修に対する県独自の補助制度を実施し、国に制度の拡充を求めること。

10、環境負荷軽減の観点からも、公共交通の拡充と利用推進を積極的に進めること。

11、ソーラーパネルのリサイクルについて、費用面や手続き面の負担を軽減し、埋め立て処分ではなくリサイクルが選ばれる支援策を講じること。

12、中小企業のLED化など省エネ支援事業について、規模を拡大して再度実施すること。

13、最大の二酸化炭素排出元である石炭火発の早期廃止を国に求め、県も石炭火発の廃止を電力事業者に要請すること。

14、県内でもデータセンターの建設が進んでおり、海外資本が参入を検討している箇所もある。データセンター稼働には大量のエネルギーと水が必要となり、カーボンニュートラル実現にも逆行することを踏まえ、誘致はしないこと。データセンターも環境アセスの対象とするよう国に求めること。

15、県が国とともに推し進めている水素は、県民レベルでの利活用や地元への経済的な還元の面で課題が山積している。水素プロジェクトは、世界的にも採算が合わず中止となっており、水素関連の事業は中止すること。再エネ由来の水素ではなく、再エネをそのまま電力として活用すること。

四、原発推進許さず、安全着実な廃炉、避難者支援、県民本位の復興を

(1)原発事故対応について

1、原発に固執する高市政権と対峙し、事故を繰り返させないとの立場で原発再稼働や新増設はやめるよう国に求めること。再エネ推進を阻む原発依存から脱却するため、再エネの出力抑制はやめ、再エネ促進に転換するよう国に求めること。

2、廃炉作業は今後高レベル核廃棄物を扱う作業が多くなることから、作業員の被ばく防止の安全対策を講じること。「廃炉作業は事故の検証でもある」という専門家の意見も踏まえ、あらゆる廃炉作業に国と東京電力が責任を持つ体制をつくるよう求めること。

3、2051年までの廃炉完了は非現実的との指摘が専門家からもされている。また、作業員の安全安心の確保のためにも、廃炉のロードマップの見直しを国に求めること。

4、地質の専門家など広く英知を集め、汚染水発生抑制の抜本対策に取り組むよう国と東京電力に求めること。本県漁業の操業海域が原発7㎞圏内まで拡大されたが、生態系への影響は未知数であり海洋放出の中止を求めること。

5、中間貯蔵施設の除去土壌再生利用は、全国各地で不安が広がり困難を極めている。一方で住民

説明が十分にされないまま再利用が進められた事例も発生していることから、住民合意のない除去土壌の再生利用は行わないよう国に強く求めること。除去土壌の取扱いは、地権者や県民・国民の意見を広く聴く機会をつくるよう国に求めること。

6、シイタケ原木の賠償について、国が東京電力の説明を鵜呑みにしたことが問題となったが、そもそも事故から10年で区切るべきでなく、東京電力に対し、被害の実態に見合った賠償を継続するよう求めること。この事例を踏まえ、東京電力を適切に指導するよう国に求めること。農畜産業、漁業など第一次産業ならびに商工業に対する賠償は、被害がある限り継続するよう国と東京電力に求めること。

7、第5次追補に基づく賠償は、もれのないように完全賠償を求めること。

（2）避難者支援と復興について

1、原発避難者の命綱である医療・介護の窓口負担と保険料の減免打ち切りは撤回し、減免継続・再開を国に求めること。

2、地域住民が自分の地域の復興に直接関与できるよう、地域住民との懇談の場を設けること。

3、帰還住民ほど精神的な不安を感じているという調査結果をふまえ、帰還住民のメンタルケアと生活環境整備を強化すること。社会福祉協議会に委託している原発避難者の生活相談事業について、生活支援相談員のなり手が不足していることから、予算も含め事業の充実を国に求めること。

4、帰還意思の有無にかかわらず、帰還困難区域の除染を早期に実施するよう国に求めること。除染なしの帰還としないよう国に求めること。線量管理について、「区域から個人へ」で自己責任にする国方針は見直しを求め、国が責任を持って線量管理をするよう求めること。

5、国家公務員宿舎に避難する住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。

6、帰還を希望する避難者が戻れるよう、帰還者支援を移住者支援並みに拡充すること。

7、軍拡路線を突き進む高市政権の下、イノベーション・コースト構想の柱と位置付けているロボットやドローン、航空宇宙産業を含め本県の復興事業は、軍事転用させないこと。県民世論調査も踏まえ、イノベ関連事業は地元の企業や雇用に寄与するものとすること。

8、福島医大の旧TRセンターの維持管理について、国が責任を持つよう求めること。また、復興関連で建設された他の研究施設の維持管理費は県の負担とならないよう国に求めること。

9、避難地域の除染やインフラ整備等の予算を今後も十分に確保するよう国に求めること。特に、避難指示解除が遅れた双葉町、大熊町については丁寧に対応すること。

10、第2期復興創生期間が昨年度で終了したことも踏まえ、復興予算の使途検証を実施し、第3期復興創生期間の事業に生かすこと。

11、震災・原発事故に関する公文書の保管についての基準を明確にすること。保管場所も確保すること。原発事故の特異性や被害の実相を刻銘に記した災害関連死に関する公文書を保管するよう市町村を支援すること。

五、商工業、農林水産業の振興について

(1)商工業支援について

1、中小企業賃上げ一時支援事業について再度実施すること。その際、雇用保険加入要件は外し、申請者がすべて適用されるよう十分な予算を確保すること。また、中小企業が安定的に賃上げできるよう国が直接支援も含め抜本的な支援策を講じるよう求めること。

2、国の骨太方針・地域未来戦略に基づく基金事業は、大企業と軍事産業育成で国内経済活性化を図ろうとするものである。県は、無批判に国に追随することなく、地域経済の主役である地場の中小企業と県民生活への直接支援を重点に位置付け、地域循環型経済に寄与する計画として策定すること。

3、物価高騰対策として最も効果が大きい消費税一律5%への減税及びインボイス制度の廃止を直ちに実施するよう国に求めること。必要な財源は「タックス・ザ・リッチ」を基本に、大企業、富裕層への課税でまかなうよう求めること。

4、ホルムズ海峡閉鎖の影響で資材不足・物価高が続いていることから、中小事業者への相談支援を強化し、無利子の融資制度の創設、休業補償、雇用調整助成金の支給要件緩和等の対応策を講じるよう国に求めること。

5、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことができるよう支援すること。

6、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努め、分離発注を広げること。

7、建設業法改正により標準労務費が末端の労働者まで徹底することが努力義務となったが、発注者である県は支援を強め実効性のあるものにすること。

8、消費税の支払いや、社会保険料の事業主負担が中小企業に重くのしかかっている。倒産を防ぐために、国税の減免制度創設を国に求めること。また、社会保険料については国税に準じた徴収猶予が適用できることから、積極的活用を促し県内中小企業を守ること。

(2)農林水産業支援について

1、今年の新米は1俵あたり1万4千円。しかし、機械代や人件費を入れた生産コストは3万1千円となり、作れば作るほど赤字が膨らむ厳しい状況で、生産者の高齢化とも相まって急激にコメ農家が減少してきている。政府が放出した備蓄米の全量買い上げを直ちにおこなうよう求めること。稲作農家が再生産可能となる支援、所得補償と価格保障を国に求め、県も支援を行うこと。

2、義務ではないミニマムアクセス米の輸入は中止するとともに、ミニマムアクセス米は備蓄に使わないよう国に求めること。

3、米国産の生のジャガイモ輸入解禁は、ジャガイモシロシストセンチュウによる被害、大量流通での国内生産者への大打撃が懸念されている。また、国内の禁止農薬を「食品添加物」として許可する残留農薬問題など、生産者や消費者にとって重大で、全国自治体での反対意見も広がっている。

国に対し輸入反対を求めること。

4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。

5、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県畜産農家への特別支援対策を講じること。

6、牛マルキン制度について、算定基準がブロック別となり、本県畜産農家にとって大打撃となっている。都道府県単位での算定に戻すよう国に求めること。

7、新規就農者支援制度については、国に対し親元就農も対象とし年齢制限の撤廃を求めること。また、二本松市で行っている受け入れ農家に3万円・新規就農者に7万円の毎月支援など、この取り組みにならい県としても支援すること。合わせて住宅支援を行うこと。

8、二本松市で行っているように、グループでの農機具の共同購入を県として支援すること。

9、中山間地域等直接支払い制度、多面的機能支払い交付金制度について、高齢化等で離農者が増え活用できない事例がおきている。県として要件緩和や申請手続きなど支援を強めること。

10、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進させること。

11、クマの目撃情報が増加し県民の不安が増大している。県のガバメントハンターを増員し緊急捕獲に対応できる体制を強化し、市町村を支援すること。また、クマも有害鳥獣に加わったことから、有害鳥獣捕獲・処理に関する国の補助金の大幅増額を求めること。また、県も増額すること。

12、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。

13、本県産の杉材について、放射能の影響がバークよりも中心部で高いことから、線量測定を行い安全性を確認すること。他の木材についても調査研究を進めるよう研究機関との連携を図ること。

14、処理水放出の風評被害や、温暖化による海水温の影響や魚種の変化など、漁業を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。仲卸、運送関係の支援を強化すること。内水面漁業者への支援も強化すること。

15、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆砂除去の予算を大幅に増額すること。

16、漁業者が他県の海域でも相互乗り入れで操業できるよう、県同士の調整を図ること。

六、教育予算を拡充し、保護者負担の軽減、教育の質の確保を

1、日本の教育予算は、OECD 加盟国で最下位にある。軍事費の増額を中止し、保護者負担の軽減と正規教員の増員、エアコンの設置など、望ましい教育環境を整えるために教育予算の大幅拡充を国に求めること。県としても、「日本一子育てしやすい県づくり」を実現する立場から、県の教育予算を大幅に増額すること。

2、県が独自に実施してきた30人及び30人程度学級は、教員不足により県が35人の国基準を満たせば良しとする通知を出し、事実上崩壊している。しかし、本県の昨年の教員の未配置数は小学校で全国トップ、中学校では愛知県に次いで全国 2 位となった深刻な状況を重く受け止め、充足

のための実効ある対策を講じること。来年度の教員採用試験の合格者は必要数に達していない。受験者と合格者が増えるよう奨学金返還支援の拡充等取り組みを強化すること。山梨県が25人学級を制度化し、教員にゆとりができたと歓迎されていることに学び、少人数学級を再構築すること。

3、さらなる少人数学級の20人程度学級をすすめ、地域崩壊につながりかねない県内の小中学校の統廃合計画を見直すよう、市町村を支援すること。

4、学校現場において、光熱費や電気代などの経費節減のためエアコンの稼働時期を遅らせるなどの対応を余儀なくされているが、児童生徒や教職員の健康管理上からも問題である。県立学校維持管理費を増額すること。

5、すでに、県内の8割以上が小中学校の給食費無償化を実施している。中学校についても国に無償化を求めるとともに、まず県が無償化への補助を行うこと。

6、物価高騰により、食材費の高騰で給食の質の低下が指摘されている。子どもの心身の健康と健全な発育を保障するため、県として幼稚園や保育所ならびに学校の給食費へ県が補助し、安全で良質な給食を提供できるよう市町村を支援すること。学校給食センターの大規模化・民営化をやめ、自校方式を基本とするよう市町村を支援すること。

7、義務教育の完全無償化をめざし、7月の文科省“事務連絡”にあるように、「給食費」とともに、「教材費」や「算数セット」を学校備品として整備し、「体操着」、「修学旅行費」、「制服代」など保護者負担の軽減を図れるよう市町村を支援すること。「高校生のタブレット端末」は県の公費負担とすること。

8、学校の施設整備と老朽化対策を急ぎ、望ましい教育環境の整備を図ること。

9、老朽化により学校プールが使用できない、また猛暑の影響などにより水泳の授業が少なくなっていることにより、水難事故から子ども自らの命を守れなくなるなどの弊害が指摘されている。関係者等の意見をふまえ再検討すること。

10、気候危機の現状をふまえ、県立高校の体育館を含め、全ての高校のエアコン設置を一気に前倒しで実施すること。

11、就学援助制度の適用基準は生活保護基準の 1.5 倍まで適用すること。入学準備金は入学前支給に、修学旅行費は事前支給にするなど徹底し、保護者の教育費負担を軽減できるよう市町村を支援すること。

12、小中学校の部活動については、子どもの心身の発達にとって重要であることから、経費や地域移行等に伴う保護者負担の軽減を図ること。また、今年5月、高校部活動遠征中に発生した磐越道マイクロバス事故を教訓に、安全対策を強化するとともに、費用面での負担を軽減できるよう県が支援すること。

13、国公立大学や私立大学で入学金や学費値上げが強まっている。国公立大学への運営交付金の大幅増額、私立大学等への私学助成の増額を求め、大学の学費値上げを抑制すること。あわせて、大学入学金の二重払いの廃止を国に求め、県内高校も廃止すること。

14、県立大学の学費を半額にし、県の給付型奨学金制度を創設すること。奨学金返還支援事業は要件緩和、定員拡大など拡充すること。

15、不登校の児童生徒が、小中学校だけでも全国で 35 万人超、県内でも 4,300 人を超え過去最多となっている。不登校の一因として、競争教育など学校に起因するものが増加している。過度な競争に駆り立てる全国学力調査中止を求め、本県は参加しないこと。県の学力調査も中止すること。

16、不登校となった一人ひとりの子どもに寄り添い、各学校にスペシャルサポートルームの設置、オンライン学習、学校外の居場所・教育支援センターの設置など、市町村とともに不登校の児童生徒の教育を受ける権利を保障すること。保護者への支援策を講じること。

17、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、各学校に正規職員で常勤配置し、個別支援や相談体制を強化すること。また、処遇改善を図ること。

18、スクールサポートスタッフの時給を引上げるなどの処遇改善を図るとともに増員し、教職員の負担軽減を図ること。

19、特別支援学校については、教室不足解消、教員配置基準の見直し、通学費補助を行うこと。いわき市南部への特別支援学校の開設を早期に行うこと。特別支援学級の急激な増加への対応、通級児童生徒への個別支援を強化するため、教員と支援員を増員すること。

20、人権と健康に配慮した包括的性教育を、部局横断で実施する体制を早期につくること。特に、教職員による性加害をなくす取り組みを強化すること。その際、女性専門家の意見を反映させること。

21、教育のデジタル化については、AI などの機械学習による弊害が指摘され、海外ではすでに見直しが始まっている。そもそも、人間の学習は常に五官や五感による認識活動であるとともに社会的な営みであり、デジタル化とは本質的には異なっている。デジタル教育の見直しを国に求めること。

22、文科省は、中教審特別部会で来年度の学習指導要領改定の素案を示したが、「デジタル指導要領の作成」などのAI活用の拡充など、教師の授業づくりまで国の統制・管理を強めようとしていることは、教育現場の自主性・自立性を大きく歪めるものである。国に見直すよう求めること。

23、学習指導要領改定における保健体育については、妊娠の経過は取り扱わないものとするこれまでの「はどめ規定」を撤廃し、個人の尊厳や健康・人権を尊重する国際基準にかなった「包括的性教育」とするよう国に求めること。

24、全国で教員の精神科疾患による長期休暇は、2020年度の9千人が、2024年度には1万3千人へと大きく増加した。教育現場は教員も子どもも評価されることに疲れ切っているとの声が上がっている。教員の評価制度を中止し、学校の自由な教員集団が伸び伸びと教育活動に取り組めるように配慮すること。

　また、産休に限らず長期休職する教員の代替教員を確実に確保すること。年度当初から確保する人数に余裕を持てるよう国の制度見直しを求めること。

25、18 歳以上の選挙権が導入されて 10 年以上が経過した。教育現場での政治教育をタブー視せず、主権者教育の充実強化を図ること。

26、防衛省の子ども版「まるわかり防衛白書」は、中国やロシアなどを名指しで脅威をあおり軍事力強化を正当化するなど、意見が分かれる安全保障政策などについて政府見解を一方的に教え込む内容である。学校現場での活用中止を国に求め、県教委も学校や教育現場で活用しないこと。

七、ジェンダー平等の推進について

1、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（SRHR）、子どもを産むか産まないか、いつ、何人持つかを自分で決める権利、およびその土台となる健康をすべての人が享受できる社会を基本とすること。

2、人権保障の立場からも個人の尊厳を大切にする包括的性教育を推進すること。

3、人権教育として、ハラスメント根絶のための取り組みを強めること。

4、本県のジェンダーギャップ指数は、教育分野で全国最下位、政治分野でも44位であり打開が求められている。県職員の女性管理職の割合は 16.4%になったが、目標を大幅に引き上げること。あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。

5、女性管理職の割合を高めるために必要なキャリア研修と長時間労働の是正をおこなうこと。女性職員のキャリア形成に向け、研修の機会を確保すること。

6、南相馬市の「育休等サポート感謝制度」にならい、県としても制度導入を検討すること。

7、女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。また、会計年度任用職員全体の処遇改善を図ること。会計年度任用職員について、公募によらない再度任用の回数制限は撤廃すること。

8、県有施設のトイレに生理用品を配備すること。市町村を支援し、全小中学校のトイレ個室及び公的施設への生理用品配備を進めること。

9、女性トイレの行列解消に向け、県有施設で女性用トイレを増設すること。

10、アンコンシャス・バイアスの解消に向け、県民の意識調査を行い、対策を講じること。

11、全市町村でパートナーシップ・ファミリーシップ制度が実現するよう促すこと。市町村が実施する結婚祝い金等の制度について、南相馬市のように支給対象にパートナーシップ宣誓者を含めるよう市町村に働きかけること。同性婚を認めるよう国に求めること。

12、国連や経団連も要望している選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。

以上